

ホームページ編集委員会設置規則

平成22年4月25日
規則第 4 号

(設置)

第1条 インターネットでのホームページの活用により活力あるけやき台の地域づくりと、地域の文化、ふるさとづくりを図るとともに、地域住民に広く自治会活動を広報するため、けやき台自治会（以下「自治会」という。）会則第9条第2項の規定に基づき、ホームページ編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、「三田市けやき台自治会ホームページ」の運営管理を行う。

(組織)

第3条 委員会は、自治会広報部及び関係各部と事業目的に賛同する自治会会員をもって組織する。

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び編集長)

第4条 委員会に委員長及び編集長を置き、委員長は自治会広報部長の職にある者があたり、編集長は委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、自治会広報担当副会長がその職務を代理する。

(編集委員会)

第5条 委員会は委員長がこれを招集する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、自治会役員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月3日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月3日から施行する。